

## データポリシー<利活用編>

本ポリシーは、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点（iLDi）（以下、「研究拠点」という。）の研究プロジェクトとグランドチャンレンジ採択プロジェクト（以下、「iLDi プロジェクト」という。）において、iLDi プロジェクトで取得あるいは利用するデータ及び／又はかかるデータに対し技術的に復元困難な加工等が施されたデータ（以下「PJ データ」という。）の利活用、PLR 基盤（研究・事業等において収集された個人のデータを、その個人（本人）の同意に基づいて、他の目的に利活用できるようにする仕組み）を通じた二次利用の方針、秘密保持、知的財産の取扱いを定めるものである。

### 1. 本ポリシーの対象

iLDi プロジェクトにおいて研究や事業に従事する者（以下、「iLDi プロジェクト参加者」という。）。

### 2. 研究拠点における利活用

- (1) iLDi プロジェクト参加者は、研究拠点に対して、研究拠点と合意したPJ データについて無償で利用する権限を与え、研究拠点は同データを加工、分析、編集、統合等し、それを利用すること、並びに同データを第三者に提供することもできるものとする。
- (2) iLDi プロジェクト参加者は、PJ データが知的財産権で保護される場合（著作権の場合は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定されている権利を含む）、それに基づく非独占的通常実施権を研究拠点及び研究拠点が指定する第三者に許諾するものとする。
- (3) iLDi プロジェクト参加者は、研究拠点及び研究拠点が指定する第三者による PJ データの利用に際して、PJ データに係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) iLDi プロジェクト参加者は、PJ データを不正競争防止法上の営業秘密として扱うことを研究拠点に求めない。
- (5) 他の iLDi プロジェクト参加者が、研究拠点内の研究プロジェクトでの研究開発活動に対して、iLDi プロジェクト参加者の PJ データの開示・利用を求めた場合、iLDi プロジェクト参加者は、必要な範囲で、かつ個人情報保護法を含む各種法令及び契約の条件に従い、PJ データを開示し、その利用を許諾することに協力するものとする。

### 3. PLR 基盤を利用したPJ データの利用

- (1) 研究拠点または iLDi プロジェクト参加者は、PLR 基盤を通じて PJ データを第三者に提供することができる。
- (2) iLDi プロジェクト参加者は、PJ データが知的財産権で保護される場合であっても（著作権の場合は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定されている権利を含む）、PLR 基盤を通じて PJ データを取得した第三者に対

して当該知的財産権の非独占的通常実施権を許諾するものとする。

- (3) iLDi プロジェクト参加者は、PLR 基盤を通じて PJ データを取得した第三者による PJ データの利用に際して、PJ データに係る著作権人格権を行使しないものとする。

#### 4. iLDi プロジェクト参加者の義務

- (1) iLDi プロジェクト参加者は、PJ データについて適法かつ適切な方法によって取得し、その全部又は一部を改ざんしていないことを保証する。ただし、PJ データの正確性、完全性、安全性（PJ データがウイルスに感染していないことを含む。）、有効性（各 iLDi プロジェクトにおける研究の目的への適合性を充たしていることを含む）、PJ データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証しない。
- (2) iLDi プロジェクト参加者は、個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び地方公共団体の個人情報保護条例（以下、「個情法等」という）に定める個人情報または匿名加工情報（以下「個人情報等」という）を含んだPJデータを、研究拠点に提供する場合には研究拠点に対して、PLR 基盤を通じて PJ データを取得する第三者に提供する場合には当該第三者に対して、それぞれ事前にその旨を明示しなければならない。
- (3) iLDi プロジェクト参加者は、個人情報等を含んだ PJ データを研究拠点に提供する場合には研究拠点に対して、PLR 基盤を通じて PJ データを取得する第三者に提供する場合には当該第三者に対して、それぞれその生成、取得、及び提供等について個情法等に定められている手続を履践していることを保証しなければならない。
- (4) iLDi プロジェクト参加者は、iLDi プロジェクトにかかる契約で定めた目的の範囲内においてのみ PJ データを利用することができ、研究拠点の事前の書面による同意がない限り、PJ データを第三者に提供することができないものとする。但し、iLDi プロジェクト参加者が、PJ データを iLDi プロジェクトにかかる契約で定めた目的以外の目的で利用することを希望するときは、その利用方法及び範囲等について研究拠点と協議する。

#### 5. 秘密保持

- (1) iLDi プロジェクト参加者は、本研究プロジェクト実施にあたり iLDi プロジェクト参加者が知り得た情報、及び本研究プロジェクトの実施中に発生した情報で秘密にすることを研究拠点との間で書面により合意した情報（以下「秘密情報」という。ただし、PJ データを除く。）について、研究拠点の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。

- (2) iLDi プロジェクト参加者は、秘密情報を本研究プロジェクト推進のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
- (3) 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、開示できるものとする。
  - (i) iLDi プロジェクト参加者が知り得た際、既に自己が保有していたことを証明できるもの
  - (ii) iLDi プロジェクト参加者が知り得た際、既に公知又は公用であったもの
  - (iii) iLDi プロジェクト参加者が知り得た際、自己の責に帰し得ない事由により公知又は公用となったもの
  - (iv) 正当な権限を有する第三者から合法的に取得したもの
- (4) iLDi プロジェクト参加者は、本研究プロジェクトに直接、間接を問わず従事する自己の研究者等に本条に基づく秘密保持義務を負わせるものとし、当該研究者等が iLDi プロジェクト参加者の従事者でなくなった場合も同様とする。
- (5) iLDi プロジェクト参加者は、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省もしくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。

## 6. 附則

本ポリシーは、令和元年11月1日から適用し、今後必要に応じて、適宜、見直しを行う。